

審 査 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則
根 拠 条 項 : 第23条
処 分 の 概 要 : 盗品売買等防止団体の承認
原 権 者 (委 任 先) : 都道府県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第22条 (盗品売買等防止団体に係る承認の申請)
審 査 基 準 : 盗品売買等防止団体の承認の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間 : 2 月
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :